

第3回三条市教育基本方針等検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成26年10月16日(水)午後2時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 雲尾委員長、志賀委員長職務代理委員、飯田委員、遠藤委員、平澤委員、山崎委員、白鳥委員、久保委員、細川委員、廣川委員、石黒委員、住吉委員
- 4 欠席者 藤田委員、阿部委員、鈴木委員、長岡委員
- 5 説明のための出席者
池浦教育部長、笹川教育総務課長、久住子育て支援課長、樋山小中一貫教育推進課長、前澤教育センター長、永井健康づくり課主幹、金子生涯学習課長補佐、清水教育総務課長補佐、高橋小中一貫教育推進課指導主事、大谷教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 2人
- 7 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 開会あいさつ(教育部長)
 - (3) 議事
 - ア 三条市教育基本方針の骨子案について
 - イ 三条市いじめ防止等の基本的な方針(案)について
 - (4) 閉会
- 8 審議の経過及び結果
 - (1) 開会
(清水教育総務課長補佐)

本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第3回教育基本方針等検討委員会を開催いたします。本日は、藤田委員、阿部委員、鈴木委員、長岡委員が所用のため欠席されるとの御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、本日配布させていただいております資料は、資料ナンバー1、資料ナンバー1参考、資料ナンバー2、資料ナンバー3の4種類になります。
 - (2) 開会あいさつ
(池浦教育部長)

皆さんこんにちは。教育部長の池浦でございます。前回に引き続き、お詫びから申し上げなくてはならないと思っております。長谷川教育長は、今回は必ず出席ということで調整してたんですが、急遽出張が入りまして、そのことでお詫びを申し上げるとともに、私から開会のあいさつをさせていただきたいと思っております。

さて、今日は天気予報も悪くて、朝は雨が降ったのでどうなることかなとちょっと心配しておりましたが、すがすがしい秋晴れになりました。各委員におかれましては、それぞれ本当にお忙しい中、本日もこの場に御出席を賜りまして本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

前回、8月22日に第2回目の会議を開かせていただき、いじめ防止対策推進法の施行に伴います三条市の取り組むべき事項について基本方針の素案と申しますか、骨子案を示させていただいた中で御議論いただき、御提言等いただいたところでございます。ただし、その際、当初予定していました教育基本方針に対する素案が、現在策定を進めております市の総合計画、これは市の計画のバイブルと言われておりますが、そちらとの相互調整の関係がございまして、前回お示しできなかったという事情がございました。そんなことから、今回はその辺の調整も整いましたので、まずは本題でございまして教育基本方針の素案につきまして、皆様方から御議論いただいた後、いじめ防止基本方針につきましては、今日、前回の御意見をいただいたものを踏まえて、具体的な素案にまとめてまいりましたので、これにつきましてまた御意見を頂戴したいというふうに考えております。

本日はそういった意味で、内容が少し濃くなって恐縮でございしますが、どうぞ、それぞれのお立場から、御意見等賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございしますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(清水教育総務課長補佐)

それでは、開会に先立ちまして、雲尾委員長から御挨拶をいただきたいと思っております。

(雲尾委員長)

皆さんこんにちは。先日、北九州のユースプラザに行つてまいりまして、若者自立支援の取組の方へ伺つてまいりました。三条でも来週ですか、内閣府の方と、私どもの、困難を有する若者を支援する自治体職員を支援する委員会の委員と、こちらの方に、三条の進んだ若者支援の取組について調査にいらつしゃると思つた。そのようにして、切れ目なく子どもたちを支援するというのが、三条市の中では先進的に進められているという形でございまして。それらも含めまして、基本方針がもっと審議を重ねまして、さらに進めていけるように、今日もよろしくお願い申し上げます。

(清水教育総務課長補佐)

ありがとうございました。それではこれより進行につきましては、雲尾委員長よりお願いしたいと思います。

(雲尾委員長)

では、今回第3回ですけれど、第2回の委員会のことに関わりまして、1つ御報告と申しますか、お話がございまして。お願いいたします。

(飯田委員)

議事の前に誠に申し訳ございません。私事で済ますべきか、それとも、この回の席でお話すべきかということで考えたわけではありますが、この席の方がいいだろうということでお話をさせていただきます。

8月24日付けの新聞記事に、先回の会合の内容が載りました。その中に、このような記事がありました。部分的な読み方になりますが、「これに関連し飯田委員は、小学校のいじめの芽は幼保にありなどとして、方針に、幼稚園、保育園との連携を盛り込むように」という形で書いてあったんですが、思わぬところから反響がありました。幼稚園、保育園関係の皆さんから、月岡小学校長飯田は、いじめの芽は幼稚園、保育園にあるというのかと、そのような考えを持っている人間はということで苦情をいただいたり、また、どういうことだと問い合わせをいただきました。私個人のことなので新聞社へ直接言えばいいかなと思ったのですが、でも、それですと、今後また皆さん方が自由に発言する内容が若干曲げてと言ってしまう言葉は悪いかも知れませんが、報道の場で別の影響を及ぼすということもあろうかと思ひまして、今日、報道の方もいらっしゃいますので、お願いをするという形で、この場で発言させていただきます。

確か私は、高校のいじめの芽が中学校にあり、中学校のいじめの芽は小学校にもあるという、だから小学校のいじめも幼稚園、保育園にあるということも考えられるので、幼稚園、保育園という関連も必要ではないか、また、三条市としては既にそういう取組をしているんだから、きちんと盛ったほうがいいんじゃないかというお話をしたんですが、申しあげましたように、部分的に、小学校のいじめの芽は幼・保にありなどとして、飯田委員はというふうな形で書かれたわけですから、思わぬ誤解を生んだという形であります。

今日は報道の方々はお2人ですけれども、是非、会議の中身をニュアンス等も伝わるように記事を書いていただければありがたいかなということをお場で申し入れをさせていただくという形をお願いしたいと思います。

(雲尾委員長)

そういう意味では、結構皆さん、読まれているということですね。皆さん、記事には注目していただいているようでございます。いろいろな場面で、また、委員としてのお話、市民の方とお話していただければと思います。

(3) 議事

ア 三条市教育基本方針の策定について

笹川教育総務課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今説明のありました「三条市教育基本方針の骨子案について」、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

(遠藤委員)

3番目の基本目標であります。代案はないんですけども、読んだ時に非常に違和感があるという文章が、修飾語がすごく複雑になっていて、何だかすっと入ってこない。これは基本目標で前面に常に出ますよね。何とかすっきりしていない感じが、印象として、一読して感じました。どうすればいいかという代案がないのですが、委員の皆さんはどのように感じられるか。言いたいことはわかるんだけども、非常にごたっとしている、すっきりしていないという気がします。そんな感触です。

(雲尾委員長)

基本目標についてでございます。そのほかいかがでしょうか。

例えば、「現状と課題」で、一番最初なんですけども、これだと、どうも学校があまり努力していないように読み取れてしまうんですよね。「学校での学習形態の多様性の低下」といっても、例えば、学習形態を多様にするやり方というのは逆に進歩してきているので、いろんな形態を採ろうと試みてはいるはずなんですよね。それが何かやらないようになっているとか。それから「多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨する機会の減少」というのも、これは話し合い活動とかいろんなことをやるような形で展開しているはずなんですよね。だから、そういったような学校がやっていることと、少し表現がずれているのではないかということですね。原因は、少子化等に由来しているようなものであるとはいうものの、学校がやっていないように見えてくる書き方にまず問題があると思うんですね。

それから、「学校行事や部活動等への制約」というのも、これも一番わかりにくい文章で、何を指すかがわかりにくい。それから、「家庭・地域」のところだと、「しつけや子育てに関する親の知識の不足」というのも、これも知識は逆に増えているわけですね。いろんな情報があふれ返っているので、そういう意味でいうと、しつけや子育てに関する親の意見と、見解とかの多様性といったようなことならわかるんですけども。そういったような形で、全体的に少し現状の見方が厳しいというか、表現方法が違うかなということでは、最初のページでは、あると思いますね。この辺はまた御検討いただきたいと思います。1ページはそうなんですけど、ディテールはまた遠藤委員がおっしゃったように、基本目標という点でどうかなということがございます。それから、「施策の基本的方向」のところは、図示もされているんですね。3ページ目に図示もされてございます。

(廣川委員)

今日、ぱっと見ただけの話で大変恐縮なんですけども、結局、基本方針の策定ですね。方針の策定、その構成と、計画期間、基本方針、施策の基本的方向と。その骨子が今、それですよ。

それで、期間が8年間ということで、その具体的な計画という、この後はどうなるのか、一応、概要までは説明があるんですが、それから具体的なこの活動というか、取組というものがどういうところから出てくるのか、この先がちょっとわからないんですけども。計画期間とその内容の具体的なものというのは、今後どのような展開になるんでしょうかね。ここで終わりじゃないわけですよ。

(雲尾委員長)

今後についての確認をお願いします。

(池浦教育部長)

あくまでもこれは、今後8年間の教育理念の形成でございます。今後具体的なものとしてどういうところで結果がついてくるか、その構想についてのお問いだと思いますけれど。

1つ考えていますのは、今後新たな計画を作ろうとする際、具体的には個別の実施計画等を作る際にはこの教育理念を元に構成はなされていくというふうに御覧いただきたいということになっていまして。そういった意味では、先ほども申し上げましたが、総合計画の中でも同じような整合性を図りながら、その下に、例えば、子育ての関係の具体的な検討とか、生涯学習の関係の計画を作る、スポーツ関係の計画を作ると。そういう方向性もございますけども、ここはあくまでも教育理念を施行するというところでございますので、今後のいろんな計画、方向性を定める際の基本的な理念であるということで私どもは捉えております。

1つ、具体的に申し上げますと、来年度、教育委員会制度が変わります。このことによりまして、来年4月から法が施行になるんですが、私ども教育委員会と首長との関係がかなり密接になってというのが話題になっています。その中で総合教育会議、これは首長が主催するんですけども、その会議において教育大綱を策定しなければなりません。そういうことも見据えながら、今回ここで方針について定めさせていただいておりますが、そういったことも踏まえて、今後の計画というのがある際には基本方針、大綱を元になされていく、そのための目標となる基本的な考え方を策定しているところでございます。

(廣川委員)

はい、わかりました。

(白鳥委員)

先日、PTAでいろいろ話をしている中で、この資料にもあるんですけども、急激にシュリンクしていく世の中で、子どもたちだけじゃなくて、産業界や三条市の全体の人口も減っていくんですけど、日本人が減っていく中で、外国人との交流の機会が多分増えていくというか、増えていかないと世の中は成り立たないんだと思うんですけど。あとは、親としてどういう教育方針を立てているまちで子育てをしたいかという、やっぱり外国語教育かなと。わかりやすい、今回、例えば、グローバル化に対応した教育の推進に入るのかもしれないですけど、も

うちよっと明確に外国語教育に力を入れるというふうに打ち出された方が、産業界としても多分、子どもたちの英語教育が強化されると、親もちよっと英語ぐらい話せないとだめかという感じにもなるし、普通の農業とかも地域だけでやっていけばいい時代はきっと終わって、外国人ときちんと折衝しながらビジネスとして成り立たせていかなければいけないとなると、どんな業種であっても外国語が今よりも急激に重要になっていくのじゃないかと。商売のまち三条としてはやっぱり、明確に言葉として外国語教育を強化するように見える教育基本方針が立てられると、すごくひとりの親としていいな、三条で子育てした方がいいなと思うんじゃないかなと思ひまして。そういうふうに配慮いただけるとありがたいなと思ひました。

(池浦教育部長)

実はこの骨子案、私ども内部で協議する際に、これをもうワンランク落とした形の中で、今回は、全体の素案をお示ししたいというふうに考えていました。総合教育も並行して進んでおります。じゃ、この部分何なんだと言われるのは、今、話の中で御指摘をいただいた部分、そこを何らかの形でここでもう少し具体性をもって入れていこうというふうな議論になっています。ただ、それは英語がいいのか、あるいは中国語がいいのか、そういったこともあるんですけども、それを総括したような形がいいのかということではちよっと詰めておりません。御指摘いただいた趣旨の中で、今回は具体的なお示しをできると思ひますし、本当にありがたい御意見だと思ひます。

(雲尾委員長)

今、4、5ページにあるア、イ、ウとかでなくて、さらにという意味ですね。

(池浦教育部長)

そのお示しの仕方も、今、少し詰めております。具体的に決まっていれば今日、そこまで出せるんですが、そこまでいかなかったのは、例えばこの副題のところ、ある程度この部分の集約的なものを入れた方がいいかというような声の一つあります。もう一つは、今、委員長がお示しいただいたように、このア、イ、ウの中で具体的な施策を、そこに、例えば何々というふうな表現で入れていくのか、そのところはちよっとまだ詰まってはいませんが、副題の、サブタイトル的なものの中にそれを入れ込んでいくのか、あるいは、個別にもうワンランク落とした中で具体的な施策を例示にしていくか、というあたりで悩んでおりますけれども、いずれかのような方向でお示しをしたいと考えています。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでございましょうか。

骨子の1から5までである中で、(5)が「教育の充実を図る教育環境の整備」と、「教育」が重なっているわけですね。そうすると、これは「教育の充実を図る環境の整備」だけでもいいのではないかというのがあって。ただ、環境整備でいうと、(4)の「学び続ける生涯学

習・スポーツ環境づくり」、これは生涯学習、生涯スポーツの環境整備がここに入っていて、これと（５）は別だというふうに読めるわけですね。確かに（５）の詳しい内容を見ると、生涯学習等は入っておらずという形になっているので、ここの部分がうまく別にしていいのか、つながらないでいいのかということとは少し気にかかりますね。つまり、市民の生涯学習そのものが、子どもたちの学びの支えにつながっていくはずなので、そこを途切れさせてしまう形をとっていくとなっているのがあるのかなというところに、疑問を感じるどころですね。

(志賀委員)

今のに関連して、３ページの図なんですけれども。学校と、地域と、家庭が連携してという、子どもを真ん中においてというこの図案、とてもよくわかるんですが。この、基本方針の骨子の（１）、（２）、（３）、（４）、（５）のうち、（１）、（２）はここだなというのがわかるんですけれども、（３）、（４）、（５）がどこに関連付くのかなというのが、ぱっと見た感じではわかりにくいかなというふうに思いました。

それと、先ほどの１ページの話なんですけれども、「現状と課題」のところ、私らよくこういうことを書くときに、今までやってきた教育基本方針があって、その成果と課題を踏まえてこういう形にというふうな、これは本当に骨子で、また文章になるとそういうのが出てくるんだろうとは思いますが、これを読むと本当に課題だけで、この課題からこれが生まれてくるというのはわかるんですが、何かとてもひどい三条市に見えてしまうんですけれども。こういうこともやって、こういう成果があって、こういう素晴らしいところもあって、それを活かしてというところも出てくるのもいいのかなという感じを受けました。

(廣川委員)

同じようなことなんです、いわゆる三条市の教育基本方針でございますよね。だから、三条市の本当の宝である子どもたちを、こんな子どもたちにしたいんだ、するんだという、いわゆる三条市の子ども姿ではなくて、あくまでも何か外からの環境の整備や推進の話であって、子ども姿がイメージとして挙がってこない。そして、課題と現状となると、三条市の子どもたちに非常にマイナスというか、三条市の子どもたちの良いところはどこだと言いたくなるんですが、非常にマイナスの面だけを挙げられているわけなんですけれども。その辺、三条市の子どもは一般的にこういうのかなかという捉え方がこの節の中にないので、三条市の教育基本方針という中から見ると、やはり、今の子どもたちは一般的にこうだというような捉え方をされているのか。現在、三条市の教育を取り巻く環境という中で子どもたちの実態を捉えておられるわけですが、そういう予算はあるし、こういう面もあるというような、これをすると何か先が明るくなるという感じがいたします。低下と言われると、非常に読んでいてもつらくなるような感じを受けました。

(住吉委員)

3ページの図なんですけれども、これ、ぱっと見たときに、家庭の欄が何も書いていなくて、家庭では何もしなくていいのかなという感じの雰囲気を受けるので、ここに何というのは、ちょっと、私もないんですけど、ちょっと見たときに、手をつないでいる割には家庭には何も無いという感覚があったので、ちょっとそこが気になりました。

(雲尾委員長)

白鳥委員、志賀委員、廣川委員、住吉委員がおっしゃったことをまとめると、今まで基本方針を進めてきたものが変わる、ただ変わるわけじゃなくてこうやっていって、こんないいところがある、でも、こういう課題がある。だからこそこういうところを伸ばしましょうということと、こういう課題に対応してもらおうということを含めて書いていただきたいということになりますね。

そのときに、どうしても教育委員会なので学校を重点的に書いてあるのはわかるけれども、市民や、地域、あと、家庭ということですね。それぞれでさらにどうしていくのかということが少し見えにくいところがあるということで、そこをまとめていただきたいということになったんだと思います。

そういったところで(1)からも含めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、これにつきまして、これらのことを承りまして、また次回再度御提案をいただくということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

イ 三条市いじめ防止等の基本的な方針(案)について

樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

あと、追加配布のこれは何か入ります。

(久住子育て支援課長)

お手元に、リーフレットを参考に配らせていただきました。今現在、子どもの権利条約に日本も同意しております。そこで、そうした権利が守られていない虐待といじめの問題をわかりやすく記したパンフレットを作成しました。これは、平成21年度に作らせていただいて、家庭教育講座をそれぞれ幼児期、小学校入学時、中学校入学時等々で行っておりますが、その際に少し説明をする時間を設けさせていただきながら、配布をしているところです。また、少し古くなりましたので、今後、新しいものに変えさせていただいて配布をしたいと考えております。

(雲尾委員長)

それでは「三条市いじめ防止等の基本的な方針(案)」につきまして、御質問、御意見いただきましたらお願いいたします。

(細川委員)

6ページが一番上、「新潟県警察本部サイバー犯罪対策室」ということになっているんですけど、今、対策課になりましたので、修正をお願いします。

(樋山小中一貫教育推進課長)

わかりにくい用語があって、多分御質問したい部分がたくさんあるかと思いますが、例えばハイパーQUだとか。そういったことについては、用語の解説ということで書かせていただこうと思っています。それと、事前にお配りしておけばきっとたくさんのお意見を頂戴できたんだろうなと思って反省しているところであります。是非、この場で意見を出していただければ嬉しいわけですが、持ち帰っていただいて、ここがわからないとか、こういう意見があるという場合については直接事務局に連絡していただければありがたいと思っていますところでは。

(廣川委員)

今、ぱっと読ませてもらって、いじめに関すること、具体的な連携体制の整備というようなことで、5ページのところなんですけれども。幼、保、小、合同研修会の充実ということは、これは教える側の研修会といいますか、いわゆるというようなお話が、教職員の指導力の向上に載っておりますので、そういうことを捉えているわけですが。あるいは、いじめに対する相談窓口整備ということで、小中一貫の各自のものが出ておりますけれども。また(3)の関係機関の連携というところに、幼小、小中連携、子ども・若者の総合サポート会議の充実等でありということで、一応、言葉の上ではわかるんですが。

私の言いたいのは、今一番、やはりいじめというようなことで中1ギャップということで、小中一貫というような形で推し進めていて、今、三条市で取り組んできた経緯があるわけですよ。それで、それなりの成果が上がっているというふうに捉えて、そうすると、もう1つあそこに、当初問題になった小1プロブレムというか、小1問題ということがまた非常に大事になってくるかと私は思うんですね。そうすると、飯田先生のあれが、弁護するわけじゃないんですけれども、この前聞いてなるほどと思ったんですが、要するに、私自身も幼稚園、小学校、中学、高校と関わった人間として、やっぱり小1問題というのは非常に、いじめも含めて非常に大きく私は感じて、捉えているわけですが。そういうところの中でもう少し、その辺のところの具体的な、これはこっちの段階だと思うんですけども、先生方の指導力の向上の一環としての研修会も大事ですけども、連携体制の整備と言っているわけだし、やはり、学校の枠の中で捉えきれなくなっている大きな問題があるわけなので、裾野を広げて各関係機関との協力の中で子どもたちを見守ろうという、1つの大きな動きというか、考えがあるというふうに私は考えているわけですが。そういうふうに捉えると、要するに、具体的な中でどうしても、やはり各関係機関も含めた、いわゆる、教員の指導力だけじゃなくて、全体の、地域も

みんな含んだ、いわゆる具体的な研修会というか。例えば、モデル地区を決めて、地域のいろいろな関係機関が協力して子どもたちを支えているというような具体的な実践例をお互いに、教員ばかりじゃなく、全体で発表し合うというような取組も、非常に大事になってくるんじゃないかなど。それで、やはり子どもに対する地域のいろいろな観点から子供は大事にしようという気持ちをいろいろな分野や領域の人から理解してもらおうと、また実態を知ってもらおうということで。要するに、学校の指導者というんじゃなくて、関わる方々の、関係機関との連携とっているわけですので、そういう方も抱え込んだ中でいわゆる子どものいじめというものを全体的に捉えると。

したがって、幼稚園、保育園、小学校、プラス地域、いわゆるその人たちも含めた、いわゆるお互いの地域の宝である子供たちをどうするかということの大きな捉え方でもってやっぱり研修するというか、お互いに意見を言い合うという場というものを、何か三条市としては、せっかく小中一貫で成果を上げているということであれば、もっとすそ野を広げて幼稚園、保育園も含めたそういう、それもまた地域全体の、いろいろな方々を含めた、いわゆる研修というか、そういう場というものを何か三条市であればできるんじゃないかなという感じがするんですが、そういう大きな中で子どもたちを見守るというか、見つめるというか、お互いに勉強し合うという場を是非考えていただければと思います。

これは、ここには書けないかもしれないし、次の段階だと思んですけども、とおり一遍の指導者の研修会で終わってもらいたくないなあと。せっかくこういう関係機関との関係を強調するわけですので、関係機関を含めた、ひとついろいろな方々から子どもについて見守る者のお考えを互いに発表し合うというような、意見交換できるというような場を是非設定していただけるようなことをお願いしたいと思います。

(石黒委員)

ちょっとわからないものでお聞きしたいと思っております。特に教職員の指導向上、及び人材確保、5ページの(2)のところ、そこのぼちの4つ目、新潟県派遣カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携とか、次のページの、6ページの3のぼちの3つ目、スクールサポートネットワーク指導員の学校派遣、スクールサポートネットワークカウンセラー、この辺を少しお聞きしたいと思っております。学校の先生も大変いろいろ悩んでいるかと思いますが、その辺、少し、私もちょっと知りたくて、力になりたいと思っておりますが、お願いします。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

ただ今の質問につきましては、私の方から若干御説明をさせていただきます。用語の解説がなくてなかなかわかりづらい部分も多くて大変御迷惑をおかけしております。

まず5ページの(2)のスクールソーシャルワーカーという存在であります。これは新潟県教育委員会の方で各地区の教育事務所に配置している役職でございます。学校と、関係機

関をつなぐパイプ役をしてくださるような任務を担っている方です。主に社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方が多く登録されているというふうにも認識しております。三条市の場合、中越教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーを要請して、学校の方に派遣をするというようなシステムで学校の支援に当たったり、そして、スクールソーシャルワーカーを講師としてさまざまなケース会議の持ち方や、支援の体制について研修会を持つというふうな形で取り組んでいるところであります。

派遣カウンセラーにつきましては臨床心理士やケースワーカーが学校の要請に基づいて派遣される、または定期的に計画に基づいて配置されるということになっております。

続きまして、6ページのスクールサポートネットワークについてでございますが、これは、三条市の独自事業として人員を配置している事業であります。正しくはスクーリングサポートネットワークという事業であります。その事業の中で指導員を1名、カウンセラーを2名配置しております。各学校の要請に基づいて学校に出向き、直接指導や、児童生徒や保護者のカウンセリングに当たったり、職員向けのコンサルテーションに当たったりという形で支援をする、または支援体制に悩む教職員への相談を受け付けて、それについてのさまざまなコンサルテーションを開く業務に就いていただいている存在であります。

(石黒委員)

具体的に活動はやっているんですか。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

はい。現在既に指導員1名、それからカウンセラー2名を三条市独自の予算の中で配備させていただいているということでございます。

(雲尾委員長)

そのほか、何かございましょうか。

(廣川委員)

いじめ防止案の5ページに、「いじめ防止のための連携体制の整備」と書いてあるわけですが。私はむしろ「整備」というよりも「強化」というか、この体制をもう少し積極的に働きかけるといふか。強化ぐらいの言葉の方が、もう少し受ける感じとしては強い感じに、いわゆる積極的な感じを受けるんですけども、その辺は言葉がどうかということになるとちょっと具体的に私はわかりませんが、感じとしては、単なる整備というのは、また、もう少し、消極とは言わないんだけど、現状をそのまま整備していくということのことで、もう少し、三条市はこれから強化するんだという、強化という言葉もどこかに入れてもらいたいなという感じはあります。

(雲尾委員長)

「整備」というとやっていないという可能性が読み取れますので、「強化」とすれば、やっ

ているけどさらにというようなニュアンスが出るということは。

(廣川委員)

「整備と強化」といったらいいのかわかりませんが、文字じゃなくて、もう少し積極的な感じをというような感じがあるんですけど。

(雲尾委員長)

いかがでしょうか。あと、配り終わったところでございますので、文言の問題ですとか、わからないところですか。実際は小中学校は4月からいろいろな基本方針を策定して動いてくるわけですから、その実態と、この第3章が合っているのかとかいうようなことも詳細に検討していただいて御意見をいただかないと、今のままでは多分出てこないかと思っております。またお持ち帰りいただいて、わからないところを聞いていただくのも大事な話でございます。どうしても教育委員会の職員は専門的にわかっていますので普通に書いてしまうんですけど、一般市民の方々にはわからないということはたくさんあると思います。そういった観点からも御検討いただいて、御質問や、御意見等をいただければと思います。特に意見がなければ、そういう形で教育委員会の方にお寄せいただくということでよろしいでしょうか。

では、以上で終了します。何かございますか。よろしいでしょうか。それでは第3回でございいますが、第4回については、どのような予定になっていますでしょうか。

(笹川教育総務課長)

次回の検討委員会につきましてはまだ日程の方は具体的に決まっていますが、また、委員長と相談の上調整をさせていただき、御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

では、また宿題的なことになりましたけど、お読みいただいて、今月中ぐらいに、御意見を事務局にお寄せいただければと思います。お願いいたします。

(清水教育総務課長補佐)

雲尾先生、大変ありがとうございました。本日は長時間にわたりまして御協議いただきまして大変ありがとうございました。これをもちまして、第3回教育基本方針等検討委員会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

9 閉会宣言 午後3時25分